

令和2年度阿蘇くまもと空港ライナー運行業務委託仕様書

1 業務委託の名称

令和2年度阿蘇くまもと空港ライナー運行業務

2 業務委託の目的

JR豊肥本線肥後大津駅を阿蘇くまもと空港の玄関口と位置づけ、鉄道のネットワークを利用した空港アクセスを定着させることにより、豊肥本線沿線及び県内各方面への公共交通アクセスの充実及び強化を図り、かつ、阿蘇くまもと空港の利用促進を図るために、阿蘇くまもと空港ライナー（以下「空港ライナー」という。）の運行を実施する。

3 委託期間 令和2年4月1日から令和3年3月31日まで

4 基本業務内容（必須業務内容）

（1）空港ライナーの運行

次に掲げる運行計画に基づき、空港ライナーとして事業を行う。

| 令和2年度空港ライナー運行計画 | |
|-----------------|---|
| 運行期間 | 令和2年4月1日(水)から令和3年3月31日(水)までの365日間とする。 |
| 運行区間 | 阿蘇くまもと空港からJR肥後大津駅までの間とする。 ※途中下車不可。 |
| 乗降所 | 阿蘇くまもと空港(国内線ターミナルバスのりば)及びJR肥後大津駅南口(大津町ビクターセンター前)の2箇所を乗降場とする。なお、乗降場の維持管理について、関係機関との調整等が必要となる場合は、委託者とともに対応する。 |
| 運行体系 | <ul style="list-style-type: none">運行ダイヤは、航空機の初便及び最終便に必ず接続するものとした上で、原則として、30分間隔程度での運行とするが、必要に応じて、委託者と受託者の協議により決定する。利用者の積み残しはせず、利用者多数の場合、速やかに応援車両の手配を行う。なお、応援車両については、過去の応援便データ等を踏まえ、効率的な運行に努めるものとする。阿蘇くまもと空港を発車する空港ライナー最終便については、航空便の最終便の利用者に対応できるよう配慮する。豪雨、降雪、地震等の天災、その他受託者の責によらない事由により、運行区間の全部又は一部が運行不能となるおそれがある場合は、委託者との協議のうえ、運行を中止することができる。 |
| 運行車両 | <ul style="list-style-type: none">運行車両は、受託者が所有する一般貸切(乗用)旅客自動車運送事業に使用可能な貸切バスまたは特定大型車(ジャンボタクシー)を配車することを基本とし、運行状況に応じては、小型車両の配車も可能とする。使用する車両は定期検査を受けているものに限る。使用する車両は車両保険に加入していること。運行に使用する車両は原則、ラッピング車両とする。但し、利用者過多による応援車両等は、この限りでない。 |
| その他 | <ul style="list-style-type: none">事故等の緊急時にも運行に支障がないよう対応する。事故等の損害が発生した場合、その賠償責任は受託者が負う。乗務員は運行に支障がない限り、乗り場案内・誘導業務を行う。 |

(2) 運行実績の集計・報告

次に掲げる空港ライナーの運行実績について、月毎に整理し、翌月10日までに委託者あてに書面または電子メールで報告する。

- ・運行便毎の乗降人数
- ・運行便毎の各停留所発着時刻
- ・その他委託者、受託者の協議により決定した事項

(3) 空港ライナー運行の広報

運行ダイヤや県内・空港周辺地域の観光情報等の周知等を目的とする広報

(基本的には、空港ライナー運営協議会が主となって広報を実施するが、運行事業者も運行車両内等での周知・PR等独自の広報を実施するものとする。)

5 法令遵守

委託業務の実施に当たっては、関係諸法令を遵守するものとする。

6 守秘義務及び個人情報の保護

受託者は、委託者が承認した場合を除き、業務上知り得た情報を第三者に漏らし、または他の目的に使用してはならない(本業務に係る契約が終了し、又は解除された後においても同様とする)。また、個人情報に関わる情報の取扱いについては、特に厳格に管理し、組織的に漏洩防止等の管理を行うものとする。

7 著作権の取扱い

本業務に伴い作成されたラッピング等の著作権は、すべて委託者に帰属するものとする。

8 改善・補正等

業務の処理が仕様書に適合しない場合において、委託者が本仕様書に基づき改善、補正その他の必要な措置をとることを請求したときは、遅延なく応じること。この場合においては、委託金額の増額又は期間の延長を請求しない。